

令和6年度採用試験問題

【憲法】

以下の学生A及びBの会話を読んで、設問に答えなさい。

学生A「近いうちに衆議院が解散されそうだね。昨日のニュースで解説していたけど、まだ野党の選挙体制が整っていないらしく、今選挙すれば与党が大勝するかもしれないみたいだよ。」

学生B「前から気になっていたんだけど、衆議院の解散って政府与党に相当有利な仕組みだよな。自分たちに最も有利なタイミングで選挙をすることができるんだから。そんな不公平な制度は問題だと思うな。」

学生A「そういえば、昨日のニュースで、X党の甲議員が衆議院の解散を制限する法律案を検討していると言っていたよ。でも、内閣に自由な解散権があるとすると、その行使を制限する法律はおよそ憲法違反になるんじゃないかな。」

学生B「内閣に自由な解散権があるっていうけど、そもそも、憲法上の根拠はどこにあるんだろう。」

学生A「確か、憲法7条の『内閣の助言と承認』が根拠だったよね。」

学生B「でも憲法4条によると、天皇には国政に関する権能がないんだよね。天皇は形式的・儀礼的な国事行為しかできないはずで、『内閣の助言と承認』もそれに対するものに過ぎないんじゃないかな。」

それに、憲法7条が根拠だとして、本当に自由な解散権があるといえるのかな。」

[問]

- (1) 解散権の所在とその行使が認められる場面について、論点を整理した上で説明しなさい。
- (2) 甲は、衆議院の解散を制限する法律案の内容として、①衆議院の解散事由を限定することを考えており、それが難しい場合には、②解散前に衆議院でその解散理由について議論するための手続を創設することを考えている。上記下線部①及び②を法制化しようとする場合の憲法上の論点について、解散制度の持つ意義を踏まえつつ、あなたの考えを述べなさい。なお、その際、考えられる法制度設計について言及することを妨げない。